

議第124号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年11月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第38号および第39号を次のように改める。

(38) 建築確認等に係る建築物等の敷地等に関する台帳の記載事項証明手数料

1 件につき 500円

(39) 特定建築物の建築等及び維持保全の計画（当該計画の変更を含む。）の認定証明手数料

1 件につき 500円

第2条第1項第39号の次に次の3号を加える。

(39)の2 長期優良住宅建築等計画（当該計画の変更を含む。）の認定証明手数料

1 件につき 500円

(39)の3 低炭素建築物新築等計画（当該計画の変更を含む。）の認定証明手数料

1 件につき 500円

(39)の4 建築物エネルギー消費性能向上計画（当該計画の変更を含む。）および建築物のエネルギー消費性能の認定証明手数料

1 件につき 500円

別表第43(11)の項中「または第13項ただし書」を「、第13項ただし書または第14項ただし書」に改める。

付 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 滋賀県収入証紙条例（昭和39年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。
別表第1号中「、第37号、第40号」を「から第40号まで」に改める。